

金融商品会計基準（金融負債の分類及び測定） の見直しに関する検討状況の整理

平成 23 年 2 月 25 日
企業会計基準委員会

目 次	項
目 的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
コメント提出者への質問・・・・・・・・	5
会計基準（案）・・・・・・・・	7
会計基準（案）の適用範囲・・・・・・・・	7
用語の定義・・・・・・・・	8
金融負債の発生認識・・・・・・・・	9
分 類・・・・・・・・	11
金融負債の分類・・・・・・・・	11
払込資本を増加させる可能性のある部分を含まない複合商品の取扱 い・・・・・・・・	13
分類の変更・・・・・・・・	19
測 定・・・・・・・・	20
金融負債の当初認識時の測定・・・・・・・・	20
金融負債の当初認識後の測定・・・・・・・・	21
表 示・・・・・・・・	25
注記事項・・・・・・・・	26
検討の背景・・・・・・・・	27
経 緯・・・・・・・・	27
会計基準（案）の適用範囲・・・・・・・・	34
用語の定義・・・・・・・・	35
会計基準（案）の前提・・・・・・・・	39
分類及び測定に関する基本的なアプローチ・・・・・・・・	40
金融負債の発生認識・・・・・・・・	41
分 類・・・・・・・・	42
金融負債の分類・・・・・・・・	42
公正価値測定の選択肢（公正価値オプション）・・・・・・・・	48
複合商品・・・・・・・・	51
分類の変更・・・・・・・・	68

測 定	69
金融負債の当初認識時の測定	69
金融保証契約及び市場金利より低い金利を貸出条件とする貸出コミットメント に関する当初認識後の測定	70
負債の信用リスクの変動に起因する公正価値の変動額の取扱い	72
表示及び注記事項	83
適用指針（案）	A1
分 類	A1
公正価値測定を選択肢（公正価値オプション）	A2
複合商品	A7
測 定	A14
金融負債の当初認識時の測定	A15
負債の信用リスクの変動に起因する公正価値の変動額の取扱い	A17
検討の背景	A22
適用指針（案）の方向性	A22
分 類	A23
複合商品	A23
測 定	A24
負債の信用リスクの変動に起因する公正価値の変動額の取扱い	A24
参 考（複合商品の区分に関する分析）	B1
付 録（我が国の現行基準と IFRS 第 9 号の比較）	

目 的

1. 企業会計基準委員会は、国際会計基準審議会（IASB）との間で合意した「東京合意」（平成 19 年 8 月）の趣旨を踏まえ、プロジェクト計画表に従い、金融商品会計の現行基準の見直しに向けた検討を進めている。本検討状況の整理は、そのプロジェクトの一環として、企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」（以下「金融商品会計基準」という。）及びこれに関連する適用指針の取扱いを見直すにあたり必要な内容を整理することを目的とする。
2. 平成 21 年 5 月に当委員会が公表した「金融商品会計の見直しに関する論点の整理」（以下「金融商品論点整理」という。）では、金融商品会計の範囲（【論点 1】）、金融商品の測定（【論点 2】）、ヘッジ会計（【論点 3】）を論点として掲げた。当委員会のプロジェクトではこれらの論点をいくつかのフェーズに分けており、本検討状況の整理では、【論点 2】のうちいわゆる公正価値オプション及び複合金融商品の区分処理を含め、主に金融負債の分類及び測定に関する部分について扱っている。
3. 本検討状況の整理は、公開草案の文案に近い形で会計基準等の方向性を示すものである。金融負債の分類及び測定に関しては、IASB が平成 22 年（2010 年）10 月に改訂・公表した国際財務報告基準（IFRS）第 9 号「金融商品」（以下「IFRS 第 9 号」という。）とのコンバージェンスを念頭に置いているが、会計基準（案）及び適用指針（案）に分けて内容を整理する中で、それらを我が国の会計上の取扱いとして受け入れるにあたり検討すべき観点を提供している。
4. 本検討状況の整理で扱っている内容が成案となる際に、日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第 14 号「金融商品会計に関する実務指針」（以下「金融商品実務指針」という。）など、既存の会計上の取扱いに影響を及ぼす可能性がある¹。現段階では減損やヘッジ会計を含め、国際的に金融商品会計全体の議論が行われていることから、本検討状況の整理では、金融負債の分類及び測定について改訂内容の方向性を示すことにとどめ、既存の会計上の取扱いを残して一部改訂を提言するか、全面的に新たなものを開発するかは判断していない。

コメント提出者への質問

5. 本検討状況の整理は、前述のとおり、特に金融負債の分類及び測定について、IFRS 第 9 号を基礎としており、原則として、償却原価で測定する一方、状況に応じて、公正価値で測定することとしている。

¹ 金融商品に関する会計上の取扱いの詳細については、第 27 項を参照いただきたい。なお、本検討状況の整理で扱っている内容が成案となる際には、企業会計審議会「外貨建取引等会計処理基準」を始めとする外貨建取引関係の会計上の取扱いにも影響を及ぼす可能性がある。

6. このように IFRS 第9号とのコンバージェンスを図っていく場合であっても、一部の事項について一層の検討を要するとの意見もある。当委員会では、今後の審議の参考とするため、そうした事項のうち特に重要と考えられる点を次のような質問として掲げることとした。なお、コメントの対象はこれらに限られるものではなく、また、すべての質問に回答いただく必要もない。コメントや回答にはそのように考える理由も具体的に記載いただきたい。

(質問1) 複合商品の主契約 (第7項及び第52項参照)

第7項では、デリバティブが組み込まれている複合商品について、その主契約が金融負債に該当するものだけでなく、金融資産に該当しないもののうち、払込資本を増加させる可能性のある部分を含まないものすべてを会計基準(案)の対象としています。このため、複合商品の主契約が非金融商品である場合も、本会計基準(案)に従って、区分処理の要否を判断することとしています。このように主契約が金融負債以外のものを会計基準(案)の対象とすることについて、適切と考えますか。適切と考える場合、それはなぜですか。

(質問2) 公正価値オプションの適用 (第12項及び第16項参照)

第12項では、同項(1)又は(2)のいずれかの要件に該当する場合、金融負債を公正価値で測定し評価差額を純損益に認識するものとして当初認識時に指定すること(公正価値オプション)が認められています。また、第16項では、同項(1)又は(2)のいずれかに該当する場合を除き、一定の複合商品に対して公正価値オプションを適用することが認められています。このように公正価値オプションの適用を認めること及びその要件について、適切と考えますか。適切と考える場合、それはなぜですか。

(質問3) 複合商品の区分処理 (第13項から第18項参照)

第13項及び第14項において、複合商品について、組込デリバティブの経済的性格及びリスクが主契約の経済的性格及びリスクと密接に関連しているか否か等の規準により、区分処理の要否を判断することとしています。他方、第17項において、複合商品について、管理上、組込デリバティブを区分している場合、この点について特段の定めを設けず複合商品について一体として処理する案(【案1】)、及び、区分処理の要件を満たさない場合でも、組込デリバティブの区分処理を認める案(【案2】)の2つの考え方を掲げています。これらの案について、いずれが適切と考えますか。また、それはなぜですか。

(質問4) 金融負債に関するその他の包括利益累計額のリサイクリング (第24項参照)

第24項では、(1)第12項により公正価値オプションが適用された金融負債、(2)第16項により公正価値オプションが適用された複合商品、(3)第18項により公正価値で測定し評価差額を純損益に認識するものとして指定された複合商品に関して、金融負債の満期前に負債の消滅が認識された場合でも、その他の包括利益累計額に認識された金額を純損益に

認識しない（リサイクリングを禁止する）案（【案 A】）と純損益に認識する（リサイクリングを要求する）案（【案 B】）、の 2 つの考え方を掲げています。これらの案について、いずれが適切と考えますか。また、それはなぜですか。

（質問 5）適用指針（案）の改善の方向性（A22 項参照）

適用指針（案）は、概ね、IFRS 第 9 号の適用指針を基礎として作成されていますが、これについて、追加的な指針の必要性を含め、改善が必要な点はありますか。

会計基準（案）

会計基準（案）の適用範囲

7. 本検討状況の整理における会計基準（案）の適用範囲は、第 2 項でも触れているとおり、原則として、金融負債に係るものとする。ただし、デリバティブが組み込まれている複合商品については、主契約が金融資産に該当しないもののうち、払込資本を増加させる可能性のある部分を含まないものを対象とする。

用語の定義

8. 本検討状況の整理において、各用語は、次のように定めるものとする考えられる。
- (1) 「売買目的の金融負債」とは、次のいずれかに該当する金融負債をいう。
 - ① 主として短期間に買戻しを行う目的で発生している。
 - ② 当初認識時に集合的に管理するように特定された金融商品のポートフォリオの一部に含まれており、かつ、当該ポートフォリオについて、直近において実際に短期的な利益の獲得が繰り返しなされている証拠がある。
 - (2) 「金融保証契約」とは、負債商品の約定条件どおりに債務者が支払を行わないことによって保証契約の保有者が損失を被る場合、保証契約の発行者に当該契約の保有者に対する一定金額の補填を求める契約をいう。
 - (3) 「信用リスク」とは、金融商品に関する一方の当事者が他方の当事者に対して義務の履行を行わないことによって、財務上の損失を与えるリスクをいう。

金融負債の発生の認識

9. 本検討状況の整理において、金融負債の発生の認識は現行のとおりとし、特段の検討は行わない。
10. 金融負債の発生を認識する際、第 11 項及び第 12 項に従って分類を決定するとともに、第 20 項に従って測定することが考えられる。

分 類

金融負債の分類

11. 金融負債は、当初認識後の測定により、原則として、次のとおり分類することが考えられる。すなわち、次の場合を除き、当初認識後、償却原価²で測定するものとして分類する。
- (1) 売買目的の金融負債及びデリバティブ（金融保証契約に該当するもの、指定された有効なヘッジ手段であるものを除く。）
 - (2) 金融保証契約
 - (3) 市場金利よりも低い金利を貸出条件とする貸出コミットメント
12. 第 11 項にかかわらず、金融負債を公正価値で測定し評価差額を純損益に認識するものとして当初認識時に指定することを許容することが考えられる（以下「公正価値オプション」という。）。なお、その条件について、次のいずれかに該当する場合に限ることが考えられる。
- (1) このような指定を通じて、資産若しくは負債の測定、又は資産若しくは負債に関する純損益の認識に生じる不整合（以下「会計上のミスマッチ」という。）が取り除かれるか大幅に削減されること
 - (2) 金融負債のグループ、又は、金融資産及び金融負債のグループが文書化されたリスク管理戦略又は投資戦略に従って公正価値をベースに管理され業績評価されており、当該情報が企業の経営者に対して提供されていること

払込資本を増加させる可能性のある部分を含まない複合商品の取扱い

13. 契約の一方の当事者の払込資本を増加させる可能性のある部分を含まない複合商品は、原則として、それを構成する個々の資産又は負債と区分せず一体として処理することが考えられる。
14. 複合商品に組み込まれたデリバティブは、次のすべての要件を満たした場合、その主契約とは区分して公正価値で測定し、評価差額を純損益に認識することが考えられる。
- (1) 組込デリバティブの経済的性格及びリスクが、主契約の経済的性格及びリスクと密接に関連していないこと
 - (2) 組込デリバティブと同一条件の独立したデリバティブが、デリバティブの定義³を満たすこと
 - (3) 当該複合商品について、そのままでは公正価値の変動による評価差額が純損益に反映されないこと

² 本検討状況の整理において、償却原価とは、金融負債を債務額と異なる金額で計上した場合において、当該差額に相当する金額を弁済期又は償還期に至るまで実効金利法に基づき当初認識額に加減した金額をいう。この場合、当該加減額を受取利息又は支払利息に含めて処理する。

³ 金融資産の検討状況の整理第 11 項を参照。

15. 前項にあたって、主契約は、それぞれに該当する会計基準に従って処理することが考えられる。例えば、主契約が現物の金融負債である場合、当該金融負債は、第 11 項に基づいて分類した上で、第 20 項から第 24 項に従って処理することが考えられる。
16. 第 13 項から第 15 項にかかわらず、主契約を含む複合商品（ただし、主契約が金融負債である場合に限る。）について、その全体を公正価値で測定し評価差額を純損益に認識するものとして指定することを許容することが考えられる。なお、次のいずれかに該当する場合には、当該指定は認められない。
- (1) 組込デリバティブが、主契約のキャッシュ・フローを大きく変更していない場合
 - (2) 組込デリバティブの区分が認められないことが、明らかである場合
17. 管理上、組込デリバティブを区分している場合の取扱いについて、次のいずれかによることが考えられる。
- 【案 1】
- 特段の定めを設けない（第 14 項の要件すべてを満たさない場合、第 12 項に従って、複合商品を一体として処理する。）。
- 【案 2】
- 第 14 項の要件(1)又は(3)を満たさない場合でも、管理上、組込デリバティブを区分しているときは、区分処理することができる。
18. 第 14 項により区分処理を行うべき複合商品について、当初認識時又は期末日において、組込デリバティブを区分して測定することができない場合、当該複合商品全体を公正価値で測定し評価差額を純損益に認識するものとして指定することが考えられる。

分類の変更

19. 金融負債については、分類の変更は認められないとすることが考えられる。

測 定

金融負債の当初認識時の測定

20. 金融負債の当初認識は、当該金融負債の公正価値により測定することが考えられる。
- また、償却原価で測定するものとして分類される金融負債（第 11 項参照）について、当初認識時における付随費用（支払手数料等）は、金融負債の当初認識時の測定に含めることが考えられる。

金融負債の当初認識後の測定

21. 金融負債は当初認識後、第 11 項から第 19 項に基づく分類（ただし、第 12 項、第 16 項又は第 18 項による指定によるものを除く。）に従って、次のとおり測定することが考えられる。
- (1) 売買目的の金融負債及びデリバティブ（金融保証契約、指定された有効なヘッジ

手段であるものを除く。)については、公正価値で測定し、評価差額を純損益に認識する。

- (2) 金融保証契約、及び、市場金利よりも低い金利を貸出条件とする貸出コミットメントについては、企業会計原則注解「注 18 引当金について」による金額、又は、前受収益として繰り延べられるべき残高のいずれか高い金額によって測定する。
- 22. 第 12 項、第 16 項又は第 18 項により、公正価値で測定し評価差額を純損益に認識するものとして指定された金融負債については、公正価値で測定した上で、評価差額を、次のとおり、表示することが考えられる。
 - (1) 金融負債の公正価値の変動額のうち、当該負債の信用リスクの変動に起因する金額について、その他の包括利益に表示する。
 - (2) 金融負債の公正価値の変動額のうち、当該負債の信用リスクの変動に起因しない金額について、純損益に表示する。
- 23. 前項にかかわらず、前項(1)に示した処理によって純損益における会計上のミスマッチが発生又は拡大する場合、又は、公正価値で測定する金融負債が第 11 項 (2)若しくは(3)に該当するものである場合、評価差額をすべて純損益に認識することが考えられる。
- 24. 第 12 項、第 16 項又は第 18 項により、公正価値で測定し評価差額を純損益に認識するものとして指定された金融負債について、当該負債の満期前に負債の消滅が認識される場合、第 22 項により、当該負債の信用リスクの変動に起因するものとしてその他の包括利益累計額に認識された金額について、次のいずれかによることが考えられる。

【案 A】

金融負債の満期前に負債の消滅が認識されるか否かに係らず、その他の包括利益累計額に認識された金額を純損益に認識しない。すなわち、組替調整（リサイクリング）を禁止する。

【案 B】

金融負債の満期前に負債の消滅が認識される場合、その他の包括利益累計額に認識された金額を純損益に認識する。すなわち、組替調整（リサイクリング）を要求する。

表 示

- 25. 償却原価で測定するものとして分類する金融負債から生じる利益又は損失は、独立して掲記することが考えられる。

注記事項

- 26. 金融商品の状況に関する事項、金融商品の公正価値等に関する事項（金融商品会計基準第 40—2 項）に、次の注記事項を追加することが考えられる。
 - (1) 第 12 項により、公正価値で測定し評価差額を純損益に認識するものとして指定

された金融負債で、当該負債の信用リスクの変動に起因する金額を、第 22 項に従って、その他の包括利益に表示する場合、次の事項

- ① 当該負債の信用リスクの変動に起因する公正価値の変動額累計
 - ② 当該負債の帳簿価額と契約により満期時点で当該負債の保有者に支払われるべき金額との差額
 - ③ その他の包括利益累計額に計上された金額について、当期中に純資産の部における移動がされた場合、その金額及び理由（第 24 項 【案 A】により、リサイクリングが禁止される場合）
 - ④ 当期中に当該負債の消滅が認識された場合、その時点で、その他の包括利益累計額に計上されていた金額（第 24 項 【案 A】により、リサイクリングが禁止される場合）
 - ⑤ その他の包括利益累計額に計上された金額について、当期中に純資産の部から純損益への振替がされた場合、その金額及び理由（第 24 項 【案 B】により、リサイクリングが要求される場合）
- (2) 第 12 項により、公正価値で測定し評価差額を純損益に認識するものとして指定された金融負債で、第 23 項に従って、当該負債の評価差額をすべて純損益に表示する場合、次の事項
- ① 当該負債の信用リスクの変動に起因する公正価値の変動額について、当期中の変動額及び変動額累計
 - ② 当該負債の帳簿価額と契約により満期時点で当該負債の保有者に支払われるべき金額との差額
- (3) 第 12 項、第 16 項又は第 18 項により、公正価値で測定し評価差額を純損益に認識するものとして指定された金融負債について、次の事項
- ① 当該負債の信用リスクの変動に起因する公正価値の変動額について、算定方法及び当該方法を使用した理由
 - ② 貸借対照表又は注記において、当該負債の信用リスクの変動に起因する公正価値の変動額が忠実に表現されないと判断された場合、その理由、及び、その他有用と考えられる事項
 - ③ 当該負債の信用リスクの変動に起因する公正価値の変動額をその他の包括利益に認識することによって、純損益における会計上のミスマッチが発生又は拡大するか否かを判断するにあたって利用した方法、会計上のミスマッチが発生又は拡大すると判断した場合、その根拠（経済的關係を含む。）
- (4) 借入金に関する契約違反について、次の事項
- ① 当期中に借入金の元本、利息が不履行となった場合、又は、こうした債務に関する返済条件が変更された場合、これに関する詳細
 - ② 貸借対照表日において債務不履行となっている借入金の帳簿価額

- ③ 前項の借入金について、貸借対照表日から財務諸表作成日までの間に債務不履行が解消された場合、又は、その条件が再交渉された場合、その旨

検討の背景

経 緯

27. 我が国における金融商品に関する会計基準等としては、当委員会から金融商品会計基準が、日本公認会計士協会から金融商品実務指針及び「金融商品会計に関する Q&A」が公表されている。また、これらの他、金融商品会計を巡る実務上の諸問題等に対応するために、当委員会から、次の適用指針等が公表されている。

公表時期	表 題
平成 14 年 10 月	実務対応報告第 6 号「デット・エクイティ・スワップの実行時における債権者側の会計処理に関する実務上の取扱い」
平成 15 年 2 月	実務対応報告第 8 号「コマーシャル・ペーパーの無券面化に伴う発行者の会計処理及び表示についての実務上の取扱い」
平成 15 年 3 月	実務対応報告第 10 号「種類株式の貸借対照表価額に関する実務上の取扱い」
平成 15 年 9 月	実務対応報告第 11 号「外貨建転換社債型新株予約権付社債の発行者側の会計処理に関する実務上の取扱い」
平成 18 年 3 月	企業会計基準適用指針第 12 号「その他の複合金融商品（払込資本を増加させる可能性のある部分を含まない複合金融商品）に関する会計処理」
平成 19 年 4 月	企業会計基準適用指針第 17 号「払込資本を増加させる可能性のある部分を含む複合金融商品に関する会計処理」
平成 20 年 3 月	企業会計基準適用指針第 19 号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」
平成 20 年 10 月	実務対応報告第 25 号「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い」
平成 20 年 12 月	実務対応報告第 26 号「債券の保有目的区分の変更に関する当面の取扱い」（平成 22 年 3 月末に適用期間満了）
平成 21 年 4 月	実務対応報告第 27 号「電子記録債権に係る会計処理及び表示についての実務上の取扱い」

28. 一方、IASB と米国財務会計基準審議会（FASB）は、平成 18 年（2006 年）2 月に公表した会計基準のコンバージェンスに向けた作業計画（MoU）の中で金融商品会計に関する現行基準の見直しを取り上げ、従来から、見直しに向けた作業を進めてきている。特に、金融危機への対応の一環として主要 20 か国・地域（G20）首脳会合から要請を受けたこと等を踏まえ、その検討を加速しており、平成 23 年（2011 年）6 月までに金

融商品会計基準について包括的な見直しを行うことが予定されている。

29. IASB は、この見直し作業を大きく 4 つ（①金融資産の分類及び測定、②金融負債の分類及び測定、③減損（貸倒引当金又は貸倒損失）、④ヘッジ会計）に分割し、最初のフェーズである金融資産の分類及び測定については平成 21 年（2009 年）11 月に IFRS 第 9 号を公表した後、平成 22 年（2010 年）10 月に 2 つ目のフェーズである金融負債の分類及び測定に関する部分を含めた IFRS 第 9 号（改訂版）を公表している。また、3 つ目のフェーズである減損（貸倒引当金又は貸倒損失）について平成 21 年（2009 年）11 月に公開草案を公表した他、その後の検討を踏まえ、平成 23 年（2011 年）1 月に再度、意見募集を行っている。さらに、ヘッジ会計について、平成 22 年（2010 年）12 月に公開草案を公表している。
30. FASB においても、分類及び測定、減損（貸倒引当金又は貸倒損失）、ヘッジ会計を包括する公開草案「デリバティブ及びヘッジ(Topic 815)並びに金融商品(Topic 825)：金融商品に関する会計処理、並びに、デリバティブ金融商品及びヘッジ活動に関する会計処理の改訂」が平成 22 年（2010 年）5 月に公表されており、同年 10 月以降、コメントを踏まえた審議を開始している。
31. 当委員会は IASB との間で合意した「東京合意」（平成 19 年 8 月）の趣旨も踏まえ、プロジェクト計画表に従い、金融商品会計の現行基準の見直しに向けた検討を進めている。平成 21 年 5 月には「金融商品会計の見直しに関する論点の整理」を公表した他、IASB から金融資産の分類及び測定について IFRS 第 9 号が公表されたこと等を踏まえ、平成 22 年 8 月に、検討の中間段階においてその方向性を示すものとして、「金融商品会計基準（金融資産の分類及び測定）の見直しに関する検討状況の整理」（以下「金融資産の検討状況の整理」という。）を公表している。
32. 本検討状況の整理は、第 29 項に記載のとおり、IASB から金融負債の分類及び測定について IFRS 第 9 号が公表されたこと等を踏まえ、金融資産の検討状況の整理と同様の趣旨で、検討の中間段階においてその方向性を示すものとして公表するものである。東京合意の趣旨を踏まえれば、当委員会は IFRS とのコンバージェンスに向けて努力することとなるが、その際、IFRS と米国会計基準との最終的な差異が当委員会の IFRS とのコンバージェンスにどのような影響を及ぼすかも考慮していくことが考えられる。
33. 平成 22 年 12 月に更新したプロジェクト計画表では、金融負債に関する分類及び測定について、平成 23 年第 1 四半期に検討状況の整理を公表した上で、平成 23 年第 3 四半期に、金融商品について、分類及び測定、減損、ヘッジ会計を包括する公開草案を公表することが予定されている。なお、金融負債に関するものを含め、金融商品の消滅の認識（認識の中止）については、IASB 及び FASB において MoU 項目の独立項目として取り上げられていることから、当委員会でも金融商品会計の現行基準の見直しプロジェクトとは別に扱っている⁴。当委員会では、本論点についても、IFRS 第 9 号との

⁴ IASB は、平成 22 年（2010 年）10 月に金融資産の認識の中止に関する開示事項の改善を目

コンバージェンスの観点から、金融商品会計基準を改訂すべきか否かについて検討することを予定している。

会計基準（案）の適用範囲（第7項）

34. 本検討状況の整理では、平成22年（2010年）10月に公表されたIFRS第9号に対応した会計上の取扱いを示す観点から、金融負債に関係するものについて議論することとしている。なお、金融負債の分類及び測定、及び、既に検討状況の整理を公表している金融資産の分類及び測定以外の点については、別途、検討を行うことを予定している（前項参照）。

用語の定義（第8項）

35. 我が国の金融商品会計基準では、金融負債について、主に債務額による評価が求められており、原則として、公正価値⁵評価は求められていない。これは、金融負債は借入金のように一般的には市場がないか、社債のように市場があっても、自己の発行した社債を公正価値により自由に清算するには事業遂行上等の制約があると考えられることから、デリバティブ取引により生じる正味の債務を除き、原則、債務額をもって貸借対照表価額とし、公正価値評価の対象としないことが適当であると考えられたためである。
36. これに対して、金融商品実務指針においては、融資等に関連し、貸手が自由処分権を有する金融資産を担保として受渡しを受け、当該資産を売却した場合、負債に計上されている担保受入資産の返還義務は、每期、公正価値により評価し、差額を純損益に認識することとされており、金融負債について公正価値評価する考え方が既に一部取り入れられている。また、IFRS第9号におけるトレーディング目的（売買目的）区分の定義は、デリバティブをその対象に含めているか否かを除き、我が国における考え方とも比較的整合性が高いものと考えられる。このため、本検討状況の整理では、IFRS第9号とのコンバージェンスを図る観点も踏まえ、第8項(1)において、金融負債について売買目的区分を導入している。
37. 第8項(2)における金融保証契約の定義は、IFRS第9号における定めを基礎としている。なお、平成22年（2010年）7月にIASBから公表されている「保険契約」に関する公開草案では、金融保証契約は保険契約に含まれるものとされており、保険契約として会計処理を行うとともに、IFRSにおいて金融保証契約の用語及び定義を廃止することが提案されている。

的として、IFRS第7号「金融商品：開示」を改訂している。また、平成22年（2010年）に改訂されたIFRS第9号には、IAS第39号で定められていた金融資産及び金融負債の認識の中止に関する会計処理の定めが引き継がれている。

⁵ 我が国の金融商品会計基準では、「時価」という用語が用いられているが、本検討状況の整理では、これに代えて、「公正価値」と表記することとしている。

38. 本検討状況の整理では、公正価値で測定し評価差額を純損益に認識するものとして指定された金融負債については、金融負債の公正価値の変動額のうち、当該負債の信用リスクの変動に起因する金額は、その他の包括利益に表示することが考えられるとしている。このため、第8項(3)において、信用リスクに関する定義を設けている。

会計基準（案）の前提

39. 会計基準（案）は、当委員会が平成22年6月に公表した企業会計基準第25号「包括利益の表示に関する会計基準」第6項における包括利益及びその他の包括利益の取扱いを前提としている。

分類及び測定に関する基本的なアプローチ

40. 金融負債の分類及び測定に関して、本検討状況の整理ではIFRS第9号のモデルを基礎とした場合に問題となる事項を検討するアプローチを採用している。これは次の理由による。
- (1) IASBにおいて、当委員会からのコメントを含む様々な意見を検討し議論を経てIFRS第9号が確定した経緯があること
 - (2) 金融負債の分類及び測定に関するIFRS第9号のアプローチは、公正価値オプションや複合商品における一部の定めを除き、我が国の金融商品会計基準における考え方と大きな相違はないと考えられること
 - (3) 現行アプローチを出発点としてIFRS第9号への道筋を検討するアプローチも考えられるが、金融資産の検討状況の整理が公表されていることを勘案すると、金融資産と金融負債とで整合的なアプローチで検討することが望ましいと考えられること

金融負債の発生の認識（第9項及び第10項）

41. 金融負債の発生の認識については、第9項のとおり、本検討状況の整理では検討を行わないこととしている。現行では、金融負債の契約上の義務を生じさせる契約を締結したときに、原則として、当該金融負債の発生を認識するとされている。ただし、商品の購入又は役務の提供の対価に係る金銭債務は、原則として、当該商品等の受渡し又は役務提供の完了によりその発生を認識する。

分 類（第11項から第19項）

金融負債の分類（第11項）

42. 我が国では、金融商品会計基準において、金融負債について、次のように定められている。
- 「支払手形、買掛金、借入金、社債その他の債務は、債務額をもって貸借対照表価額

とする。ただし、社債を社債金額よりも低い価額又は高い価額で発行した場合など、収入に基づく金額と債務額とが異なる場合には、償却原価法に基づいて算定された価額をもって、貸借対照表価額としなければならない。」（金融商品会計基準第 26 項）

43. これは、金融負債は借入金のように一般的には市場がないか、社債のように市場があっても、自己の発行した社債を公正価値により自由に清算するには事業遂行上等の制約があると考えられることから、デリバティブ取引により生じる正味の債務を除き、原則、債務額をもって貸借対照表価額とし、公正価値評価の対象としないことが適当であると考えられたためである。なお、金融負債に関する債務額は、多くの場合、償却原価と同額となるケースが多いと考えられる。
44. また、我が国では、金融負債（デリバティブを除く。）については、これまで、事業資金を調達しているものであるか、資金の運用に関するものであるかに応じて測定方法を変えるという考え方が多く示されてきた。こうした考え方に基づく、資金を運用するポジションであれば、その負債は負のトレーディングとも考えられ公正価値での測定が妥当となる一方、事業資金を調達している負債については、それがどのように利用されているかと切り離して公正価値の変動を成果と捉えることは適切でなく、償却原価で測定することが適切とされる。
45. IASB は、平成 21 年（2009 年）10 月に公表した公開草案「金融商品：分類及び測定」（以下「IASB 公開草案」という。）において、金融資産及び金融負債について、主に償却原価で測定するものと公正価値で測定するものの 2 つに分類する混合測定属性アプローチを採用した上で、償却原価の測定については、特定の要件が満たされた場合とすることを提案した。この提案に対して、ほとんどのコメントは、混合測定属性アプローチを支持し、金融資産の測定方法の決定に関する 2 つの要件が必要という点に同意した。この結果、償却原価の測定に関する特定の要件が契約キャッシュ・フローに関する特徴の要件と事業モデルの要件に変更されたものの、償却原価を分類する基本的な考え方はそのまま引き継がれ、IFRS 第 9 号とされている。
46. 他方、金融負債の分類及び測定については、当初、金融資産の分類及び測定に関する取扱いと整合的なアプローチを適用することが検討されていたが、公正価値オプションを適用する場合における負債の信用リスクの変動に起因する公正価値の変動額に関する取扱いを除き、金融負債に関する現行の定めには大きな問題はないという意見が多く寄せられた。このため、公正価値オプションを適用する場合における負債の信用リスクの取扱いの部分等を除き、IAS 第 39 号「金融商品：認識及び測定」の定めを概ね引き継ぎ、トレーディング目的（売買目的）の金融負債について公正価値で測定するものとして分類するとされている他、それ以外については、金融保証契約、市場金利よりも低い金利を貸出条件とする貸出コミットメントを除き、主に、償却原価で測定することとされている。
47. 本検討状況の整理は、我が国においてこれまで示されてきた考え方や IFRS 第 9 号改

訂に至るまでの経緯等を踏まえ、IFRS 第 9 号を基礎として、売買目的の金融負債、デリバティブ（金融保証契約に該当するもの、指定された有効なヘッジ手段であるものを除く。）、金融保証契約、市場金利よりも低い金利を貸出条件とする貸出コミットメントに関するものを除き、償却原価（実効金利法）で測定するものとして分類することとしている。

公正価値測定を選択肢（公正価値オプション）（第 12 項及び第 16 項）

48. 我が国の金融商品会計基準では、金融負債及び複合商品に対して公正価値オプションを適用することは認められていない。
49. 公正価値オプションは、ヘッジ会計の適用要件を満たさない場合において会計上のミスマッチを解消することを可能にするとともに複雑な測定を簡素化する等の利点があり、これを支持する意見がある一方で、金融商品論点整理に対するコメントでも指摘されたように、本来の分類モデルと異なる測定が恣意的に選択される懸念がある。この点について、IFRS 第 9 号では、恣意性を排除するため、会計上のミスマッチ解消等の適格要件、当初認識時或いは契約当事者になった時点における指定、及び、事後の取消し禁止など、その自由度を制限する取扱いが設けられている。
50. 当委員会は、これまで、目的別の分類が適切にされた上で、ヘッジ会計が適切に運用される限りにおいて、公正価値オプションは必要とはいえず、逆に、こうした分類と関係なく測定方法が決定される場合、投資家の意思決定に有用な情報を提供しない可能性があると考えていた。他方、公正価値オプションの適用について合理的な要件が設けられるのであれば、そうした可能性は限定的になるのではないかと考えられる。このため、本検討状況の整理においては、IFRS 第 9 号と同様に、一定の要件を満たす場合に限り、この指定を認めるとともに、当初認識時に指定した場合にその後の取消しを認めないこととしている。ただし、ヘッジ会計の議論に関連して、公正価値オプションの要件が見直される場合には、国際的な動向も視野に入れて改めて検討することが考えられる。

複合商品（第 13 項から第 18 項）

51. 我が国の会計基準では、複合金融商品を(a)払込資本を増加させる可能性のある部分を含む複合金融商品と(b)その他の複合金融商品に分けて定めている。本検討状況の整理においては、IASB において、負債と資本の区分に関する検討が進められていること等を踏まえ、主に後者、すなわち、払込資本を増加させる可能性のある部分を含まないものを検討の対象としている。
52. また、IFRS 第 9 号において、デリバティブの組込対象（主契約）がリース契約や保険契約等の非金融商品である場合も含まれていること等を踏まえ、本検討状況の整理では、主契約を金融資産に該当しないものすべてとし、金融負債に限定していない。

このため、これまで我が国の会計基準で用いられていた「複合金融商品」に代えて、「複合商品」という用語を用いている。

53. この点については、IASB においてリース契約や保険契約の会計基準について審議が進められている他、当委員会においても我が国の会計基準に関する検討や IASB に対する意見発信等について対応がされていることなどを踏まえ、主契約を金融負債に限定すべきとの意見も示されたが、他方、こうした状況にかかわらず、現行の会計基準に従って主契約を処理することは可能との指摘もされた。このため、本検討状況の整理では、「コメント提出者への質問」においてこの点を明示した上で、広く意見を求めることとしている。

(払込資本を増加させる可能性のある部分を含まない複合商品に関する現行の取扱い)

54. 我が国の金融商品会計基準では、払込資本を増加させる可能性のある部分を含まない金融商品（その他の複合金融商品）について、「契約の一方の当事者の払込資本を増加させる可能性のある部分を含まない複合金融商品は、原則として、それを構成する個々の金融資産又は金融負債と区分せず一体として処理する。」（金融商品会計基準第 40 項）とされている。
55. これは、このような複合金融商品を構成する複数種類の金融資産又は金融負債は、それぞれ独立して存在しうが、複合金融商品からもたらされるキャッシュ・フローは正味で発生することから、資金の運用・調達の実態を財務諸表に適切に反映させるという観点から、原則として、一体処理が妥当と考えられたためである。ただし、通貨オプションが組み合わされた円建借入金のように、現物の金融資産又は金融負債にリスクが及ぶ可能性がある場合に、当該複合金融商品の評価差額が損益に反映されないときには、当該複合金融商品を構成する個々の金融資産又は金融負債を区分して処理することが必要とされている。
56. こうした趣旨を踏まえ、企業会計基準適用指針第 12 号「その他の複合金融商品（払込資本を増加させる可能性のある部分を含まない複合金融商品）に関する会計処理」では、複合金融商品に組み込まれたデリバティブは、次のすべての要件を満たした場合、組込対象である金融資産又は金融負債とは区分して公正価値評価し、評価差額を純損益として処理するとされている。また、組込デリバティブの対象である現物の金融負債は、金融商品会計基準に従って処理するとされている。
- (1) 組込デリバティブのリスクが現物の金融負債に及ぶ可能性があること
 - (2) 組込デリバティブと同一条件の独立したデリバティブが、デリバティブの特徴を満たすこと
 - (3) 当該複合金融商品について、公正価値の変動による評価差額が純損益に反映されないこと
57. また、利付金融負債に対する前項(1)の要件の適用にあたって、原則として、(a)組

込デリバティブのリスクにより現物の金融負債の当初元本が増加する、(b)当該金融負債の金利が債務者にとって契約当初の市場金利の 2 倍以上になる可能性がある、のいずれかに該当する場合が示されている。さらに、借入金等に類する契約の中に、その経済的性格及びリスクが、組み込まれた現物の金融負債の経済的性格及びリスクと密接な関係にないデリバティブが組み込まれている場合、原則として、組込デリバティブのリスクが現物の金融負債に及ぶ可能性があるものとして例示されている。

58. この他、第 56 項(1)又は(3)の要件を満たさない場合でも、管理上、組込デリバティブを区分しているときは、区分処理することができるとされている。さらに、デリバティブで得た収益を毎期の利払いに含めず、後で一括して授受するスキーム又は複数年に 1 回しか利払いがないスキーム等、組込デリバティブ（現物の利付金融資産又は金融負債の経済的性格及びリスクと密接な関係にあるものを含む。）にレバレッジがかかっていることなどにより純損益を調整する複合金融商品については、区分処理することとされている。
59. なお、我が国の会計基準では、デリバティブの組込対象が現物の金融資産又は金融負債以外の場合における組込デリバティブの区分処理に関する取扱いは、網羅的な方法によって示されていない（第 52 項参照）。
60. 他方、IFRS 第 9 号では、組込デリバティブを含む複合商品の組込対象が同基準における金融資産である場合を除き、組込デリバティブの経済的性格とリスクが、主契約の経済的性格及びリスクと密接に関連しているか否か等を踏まえ、組込デリバティブを複合商品から区分することとしている。また、複数のデリバティブが組み込まれているような複合商品については、区分処理の要件を満たすか否かにかかわらず、一定の要件を満たす場合、複合商品全体を公正価値で測定し、評価差額を純損益に認識するものとして指定することが許容されている。

（区分処理の要件）

61. 区分処理について、平成 21 年 5 月に公表した金融商品論点整理では、次のように、現行基準の取扱いを維持すべきという意見とこれを変更すべきという意見の両論を併記し、広く意見を求めている。
- (1) 我が国の会計基準における要件は、経済的性格及びリスクの密接な関連性を判断するよりも容易であり、通常の商品についてその範囲は国際的な会計基準とおおよそ重なっていると考えられることから、引き続き組込デリバティブのリスクが及ぶ可能性の有無を基礎とした判断基準とすべきとの意見がある。ただし、現行の要件にかかわらず、実務上、組込デリバティブを区分処理することが望ましい場合があれば、それらを捕捉するように追加的な要件を検討すべきとの意見もある。
- (2) 現行の金融商品に組込デリバティブのリスクが及ぶ可能性の有無を区分処理の

判断の基礎とする場合、経済的性格及びリスクが密接に関連していないため、その組込デリバティブの公正価値やキャッシュ・フローの変動性は、現物の金融商品又は金融負債と異なる可能性がある。このため、国際的な会計基準と同様に、経済的性格及びリスクの関連性を区分処理の判断の基礎とすることが必要との意見もある。

62. これに対して、我が国の現行基準の方が区分の判断が国際的な会計基準の規定よりも容易な場合が多いものと思われ、かつ、結果として、国際的な会計基準に基づく判断結果と大きな差異を生じないため、原則として、これを維持すべきという意見があった。他方、区分に関する判断の容易性は、会計基準設定の際に優先すべき事項ではないといった意見やコンバージェンスの観点から国際的な会計基準と合わせるべきといった意見も寄せられた。さらに、我が国の会計基準においても、第 57 項に記載のとおり、組込デリバティブの経済的性格とリスクが主契約の経済的性格及びリスクと密接に関連しているか否かという観点から区分の要否を判断する考え方が既に、一部、取り入れられているとの指摘もされている。
63. こうした状況を踏まえ、本検討状況の整理では、経済的性格及びリスクの密接な関連性等の要件を規準として区分処理の要否を判断するという IFRS 第 9 号のアプローチが取り入れられている。

(その他の取扱い)

64. 金融負債に複数のデリバティブが組み込まれているような複合商品については、通常、デリバティブでリスクヘッジがされており、全体を公正価値で測定することが経済的実態を表す上で最も容易な方法であるとともに、こうした商品については、デリバティブ部分を区分した上で別個に公正価値を測定するよりも、全体を公正価値で測定の方が信頼性のある測定が可能となるとの指摘がされている。このため、本検討状況の整理では、第 12 項における公正価値オプションの指定とは別に、IFRS 第 9 号における定めと同様に、一定の要件を満たす場合、複合商品（ただし、主契約が金融負債である場合に限る。）全体を公正価値で測定し、評価差額を純損益に認識するものとして指定することを許容することとしている。
65. 当委員会の審議において、現金担保付有価証券貸借取引に、キャップ、フロアー、期限前解約条項等のオプションが付されている状況において、当該オプションが金利に密接に関連するものである場合、経済的性格及びリスクの密接な関連性を判断規準とすれば、一体処理が求められるが、この場合でも、金融機関等では、管理上、オプション部分について区分処理を行っているケースが多い旨が指摘された。また、このように管理上、組込デリバティブを区分処理している場合には、実務との整合性を図る観点から、引き続き区分処理の適用を認めるべきとの見解が示された。
66. このため、本検討状況の整理では、管理上、組込デリバティブを区分処理している

場合の取扱いについて、【案 1】（特段の定めを設けず、第 14 項の要件すべてを満たさない場合、第 12 項に従って、複合商品を一体として処理する。）、【案 2】（引き続き、区分処理を認める。）、の両案を示している。

67. また、区分処理を行うべき複合商品について、組込デリバティブを区分して測定することが合理的にできない場合については、IFRS 第 9 号及び現行の金融商品会計基準と概ね整合的に、当該複合商品全体を公正価値で測定し、評価差額を純損益に認識するものとして指定することとしている（第 18 項参照）。

分類の変更（第 19 項）

68. 金融負債については、金融資産と異なり、事業の移転のケースを除き、移転されることが稀である他、通常、移転にあたって相手先の許諾が必要であり、負債によっては実際に移転する方法がない。このため、金融負債については、一般的に再測定は不要であるとともに、負債の再測定に公正価値を用いることが適切な状況は、売買目的に該当するような限定的な場合であり、通常は償却原価で測定されると考えられる。また、一部の金融負債に再分類を認めた場合、これが濫用され、結果的に不適切な分類が行われる可能性がある。したがって、金融負債については、IFRS 第 9 号及び現行の金融商品会計基準と同様、分類の変更は認められないとしている。

測 定（第 20 項から第 24 項）

金融負債の当初認識時の測定（第 20 項）

69. 金融負債の当初認識時の測定については、金融資産の検討状況の整理と同様に、IFRS 第 9 号における取扱いを踏まえ、当該金融商品の公正価値により測定することとしている⁶。

金融保証契約及び市場金利より低い金利を貸出条件とする貸出コミットメントに関する当初認識後の測定（第 21 項）

70. IFRS 第 9 号では、金融保証契約及び市場金利より低い金利を貸出条件とする貸出コミットメントについて、IAS 第 37 号「引当金、偶発負債及び偶発資産」に従って算定される金額と、当初認識された金額から IAS 第 18 号「収益」に従って認識される償却累計額を控除した金額、とのいずれか高い方の金額とされている⁷。本検討状況の整理の公表にあたって、IFRS 第 9 号とのコンバージェンスの観点から、IAS 第 37 号による金額の算定方法について会計基準（案）で具体的に示すべきとの意見も示された。し

⁶ 初日の損益の取扱いについては、金融資産の検討状況の整理第 115 項から第 117 項を参照。

⁷ 平成 23 年（2011 年）1 月に IASB から公表されている補足文書「金融商品：減損」では、市場金利より低い金利を貸出条件とするか否かに係らず、公正価値で測定し評価差額を純損益に認識しないすべての貸出コミットメントに対して同文書で提案されている減損の方法を適用することについて見解が募集されている。

かし、本検討状況の整理では、現在、IASBにおいて、IAS 第 37 号について改訂の審議がされていること等を踏まえ、企業会計原則注解「注 18 引当金について」を参照する形としている。

71. なお、債務保証及び保証類似行為の会計処理等については、上記の他、日本公認会計士協会 監査委員会報告第 61 号「債務保証及び保証類似行為の会計処理及び表示に関する監査上の取扱い」が監査実務上の指針として示されている。

負債の信用リスクの変動に起因する公正価値の変動額の取扱い（第 22 項から第 24 項） （負債の信用リスクに係る公正価値の変動を巡る議論）

72. 金融負債に公正価値オプションを適用する等の場合、負債の信用リスクが悪化する状況で利益が計上されるいわゆる「負債のパラドクス」については、金融危機アドバイザーグループ(FCAG)⁸における議論を含め、多方面から懸念が示された。このため、IASB は、平成 21 年（2009 年）6 月にディスカッション・ペーパー「負債の測定における信用リスクの取扱い」を公表する等、検討を進めていた。
73. IASB は、検討の過程において、信用リスクの変動に起因する金額を資本の部に直接表示する方法、負債の公正価値の変動額すべてをその他の包括利益に表示する方法を含め、いくつかのアプローチについて検討を進めてきたが、平成 22 年（2010 年）5 月、主に次を内容とする公開草案「金融負債に関する公正価値オプション」を公表した。
- (1) 金融負債の公正価値の変動額のすべてを純損益に一旦表示した上で、当該負債の信用リスクの変動に起因する金額を純損益からその他の包括利益に組み替えて表示する（2 段階アプローチ）。
 - (2) 公正価値オプションが適用された金融負債について、当該負債の満期前に負債の消滅が認識される場合、その他の包括利益累計額を純損益に組替調整（リサイクリング）することは認めない。また、資本の部におけるその他の包括利益累計額の移動については、取扱いを明示しない。
74. IASB は、公開草案に対して示されたコメントを踏まえ、検討を行った結果、IFRS 第 9 号において、前項に記載される提案を一部修正の上、金融負債の信用リスクについて、次の取扱いを設けている。
- (1) 純損益における会計上のミスマッチが発生又は拡大する場合を除き、金融負債の公正価値の変動額のうち、当該負債の信用リスクの変動に起因する金額をその他の包括利益に表示する（1 段階アプローチ）。
 - (2) 純損益における会計上のミスマッチが発生又は拡大する場合（A17 項参照）、負債の信用リスクの変動に起因する金額を含め、金融負債の公正価値の変動額のすべてを純損益に表示する。

⁸ 金融危機アドバイザーグループは、国際的な金融市場に広範な経験を有し、財務報告の透明性に関心を有するシニア・クラスの者によって構成された IASB 及び FASB に対する助言機関。

(3) 公正価値で測定し、評価差額を純損益に認識するものとして指定された金融負債（ただし、本項(2)に該当するものを除く。）について、当該負債の満期前に負債の消滅が認識される場合、その他の包括利益累計額を純損益にリサイクリングすることは認めない。また、資本の部におけるその他の包括利益累計額の移動については取扱いを明示しない。

75. なお、公正価値で測定し、評価差額を純損益に認識するものとして指定された金融負債について、当該負債の満期時に負債の契約上の義務が履行された場合、当該負債に係るその他の包括利益累計額はゼロとなっている。このため、金融負債の満期前に負債の消滅が認識される場合には、第 22 項(1)に従って金融負債の公正価値の変動額のうち、当該負債の信用リスクの変動に起因する金額はその他の包括利益に表示することになるが、金融負債を満期まで保有する等の場合には、リサイクリングに関する論点は発生しない。

（その他の包括利益累計額のリサイクリングについて）

76. その他の包括利益累計額の実取扱いについては、コンバージェンスの観点を踏まえると、我が国でもリサイクリングを禁止することが考えられるが、これまでの我が国の会計慣行等に大きな影響を及ぼすため、リサイクリングを維持すべきとの意見も多い。
77. 本検討状況の整理では、リサイクリングの要否はコンバージェンスを進めていく上での重要な論点の 1 つであると認識し、特段の方向性を設けず、リサイクリングを禁止する案（第 24 項【案 A】）及びリサイクリングを要求する案（第 24 項【案 B】）の 2 つの考え方を示すこととしている。これを通じて、この点についてコンバージェンスを図るべきか否か、コンバージェンスを進めるとした場合にどのように関係者の懸念を取り除くことが可能かについて広く意見を求めることとしている。
78. その他の包括利益累計額のリサイクリングを巡っては、我が国の基本的な考え方と IFRS 第 9 号では次のような違いがある。

我が国では、純損益は、広く企業の総合的業績指標と捉えられており、投資処分時に生じる処分価額と取得価額との差額は、純損益に反映され、原則として、株主との直接の取引を除けば純損益の累計額と利益剰余金が一致するというクリーン・サープラス関係が成立するという考え方が基本的に採られている。このような性質の純損益を損益及び包括利益計算書に表示することを前提とすると、これと独立の指標である包括利益を同じ計算書で記載する場合には、両者の調整のためにリサイクリングが必要となる。当委員会では、このような我が国の基本的な考え方を基礎として、リサイクリングを禁止する IASB 公開草案の提案に対して同意しない旨をコメントしている。

これに対して、IFRS では、その全体を見渡すとクリーン・サープラス関係が成立しない会計処理が一部にみられ、我が国の基本的な考え方とは前提が異なる部分がある。また、IFRS 第 9 号では、その他の包括利益累計額をリサイクリングしない理由として、

一定の資本性金融商品への投資において認められているいわゆる「OCI オプション⁹」に関する取扱いと整合性を図ることの他、金融負債については、負債の満期時に契約上の義務が履行されれば、その他の包括利益累計額はゼロとなるため、多くの場合、リサイクリングに関する論点は発生しないこと等を挙げている。

79. 本検討状況の整理を公表するにあたって、当委員会の議論では、リサイクリングについて、これを維持すべきという見解が多く示された。また、金融資産の分類及び測定に関する当委員会の議論においても、一定の資本性金融商品への投資に関する取扱いにおいて IFRS 第 9 号でリサイクリングが禁止されたことを前提に、リサイクリングの禁止について議論がされている¹⁰。
80. 当委員会では、今後、本検討状況の整理及び金融資産の検討状況の整理に対する意見も踏まえ、リサイクリングに関する取扱いについて、引き続き検討していくこととする。

(リサイクリングを行わない場合に、その他の包括利益累計額をいつの時点で利益剰余金に振り替えるか)

81. IFRS 第 9 号では、公正価値で測定し評価差額を純損益に認識するものとして指定された金融負債について、当該負債の満期前に負債の消滅が認識された場合、当該負債に係るその他の包括利益累計額をリサイクリングしないとしているが、それらを資本の部の中で振り替えることができるとしている以外、特段の定めを設けていない。これは、資本の部の構成要素に関する各国固有の法規制を考慮したものである。
82. 負債の消滅が認識される際に、その他の包括利益累計額をどのように扱うかが問題となるが、負債の消滅認識の時以降、その他の包括利益累計額に当該負債に係る残高を残すことは適当でないため、何らかの方法で利益剰余金に振り替えることが必要となると考えられる。仮にリサイクリングを禁止することとした場合、損益計算書、又は、損益及び包括利益計算書で反映させることはできないことから、ある期間に消滅した金融負債に関するものについては、当該負債の消滅の認識時に、その他の包括利益累計額を利益剰余金に振り替え、当該期間における株主資本等変動計算書にその振替を反映させることが考えられる。

表示及び注記事項（第 25 項から第 26 項）

83. 我が国の金融商品会計基準では、金融商品に係る事項として、金融商品の状況に関する事項及び金融商品の公正価値等に関する事項の注記を定めている。会計基準（案）では、IAS 第 1 号「財務諸表の表示」（以下「IAS 第 1 号」という。）及び IFRS 第 7 号「金融商品：開示」（以下「IFRS 第 7 号」という。）について、IFRS 第 9 号における金

⁹ 金融資産の検討状況の整理第 92 項を参照。

¹⁰ 金融資産の検討状況の整理第 31 項及び第 96 項から第 112 項を参照。

融負債の分類及び測定に関する部分を基礎とした上で、必要と考えられる事項を既存の取扱いに付け加える内容として示している。

84. IAS 第 1 号及び IFRS 第 7 号における金融負債の分類及び測定に関する表示及び注記事項は、IFRS 第 9 号の会計処理を前提として、財務諸表利用者の理解のために必要との観点から導入されたものである。このため、今後の検討にあたっては、会計基準（案）における分類及び測定の定めと併せて議論する必要があると考えている。
85. なお、第 25 項では、IFRS 第 7 号において、包括利益計算書又は注記のいずれかによって開示することが求められているもののうち、適切と考えられたものについて記載している。IFRS 第 7 号では、この他、償却原価で測定するものとして分類する金融負債から生じる支払利息、公正価値で測定し評価差額を純損益に認識する金融負債から生じる利益又は損失（公正価値オプションが適用される金融負債については、第 22 項により表示が求められる金額を含む。）についても、包括利益計算書又は注記のいずれかによって開示することが求められている。この点については、どの程度詳細な情報を財務諸表本表で表示することが適切かという視点から、引き続き検討することが必要と考えられる。

適用指針（案）

分 類（第 11 項から第 19 項）

- A1. 会計基準（案）の分類（第 11 項から第 19 項）に関して、A2 項から A13 項を設けることが考えられる。

公正価値測定を選択肢（公正価値オプション）

（要件①： 会計上のミスマッチが取り除かれるか大幅に削減される）

- A2. 第 12 項(1)では、会計上のミスマッチが取り除かれるか大幅に削減される場合に公正価値オプションを適用することを許容することとされている。これには、例えば、次の場合が該当する。
- (1) 企業が、リスク（例えば、金利変動リスク）が共通する複数の金融資産及び金融負債を保有しており、それぞれの公正価値の変動が反対方向に動く関係にあるものの、このうちの一部のみが、公正価値で測定し、評価差額を純損益に認識することが求められている場合
 - (2) 企業が、リスク（例えば、金利変動リスク）が共通する複数の金融資産及び金融負債を保有しており、それぞれの公正価値の変動が反対方向に動く関係にあるものの、ヘッジ会計の適用要件を満たさないため、そのままでは純損益の認識について不整合が大きい場合
- A3. 第 12 項(1)に基づく公正価値オプションの適用を行うにあたって、対象となる金融商品に関する取引がすべて同時に行われることは、必ずしも求められていない。金融商品の公正価値オプションの指定が行われるとともに、残りの取引が行われることが予測される限り、公正価値オプションの指定対象となる金融商品の取引時点が相違することは、合理的な範囲で認められる。
- A4. 会計上のミスマッチを発生又は拡大させる複数の金融資産及び金融負債の一部のみに公正価値オプションを適用することは、それが会計上のミスマッチが取り除かれるか大幅に削減されることにならない場合、認められていない。また、個別の金融負債の構成要素（例えば、負債の公正価値のうち、ベンチマーク金利の変化のみに帰属する金額）や金融負債の一定割合だけに公正価値オプションを適用することは認められない。ただし、類似の金融資産又は金融負債が数多く存在し、その一部に公正価値オプションを適用することによって会計上のミスマッチが大きく減少する場合、こうした公正価値オプションの適用は認められる。

（要件②： 金融負債のグループ、又は、金融資産及び金融負債のグループが文書化されたリスク管理戦略又は投資戦略に従って公正価値をベースに管理され業績評価されており、当該情報が企業の経営者に対して提供されている）

- A5. 第 12 項(2)では、金融負債のグループ、又は、金融資産及び金融負債のグループが文書化されたリスク管理戦略又は投資戦略に従って公正価値をベースに管理され業績評価されており、当該情報が企業の経営者に対して提供されている場合に公正価値オプションを適用することを許容することとされている。これには、例えば、企業が複数の組込デリバティブを含む仕組商品を発行している場合に、デリバティブとデリバティブ以外の金融商品の双方を用いて、公正価値をベースにリスク管理をしている場合が含まれる。
- A6. 第 12 項(2)に基づく公正価値オプションの適用は、企業が金融商品のグループを管理し業績評価する方法に基づくものである。このため、これによって公正価値オプションの適用を行う場合、グループとして管理・評価されている金融負債のすべてが対象とされていなければならない。なお、企業の戦略に関する文書は、個別商品ごとに網羅的に作成されている必要はないが、要件が満たされていることを証明する上で十分なものでなければならない。

複合商品

- A7. 組込デリバティブとは、デリバティブでない主契約を含む複合商品の構成要素であり、それにより合成された商品のキャッシュ・フローの一部は、単独のデリバティブと同じように変化する。なお、金融商品に付随するものの、契約上、当該商品から独立して移転させることが可能なデリバティブ、及び、金融商品と相手先が異なるデリバティブは、組込デリバティブではなく、独立した金融商品である。

(区分の方法)

- A8. 第 14 項に基づく区分を行うにあたって、組込デリバティブがオプション以外のデリバティブ（先渡取引やスワップ取引）である場合、当該組込デリバティブの当初認識時における公正価値がゼロとなるよう区分されなければならない。また、組込デリバティブがオプションである場合、当該オプションの契約条件に基づいて公正価値を算定しなければならない。なお、主契約の帳簿価額は、組込デリバティブ部分を控除した金額によって算定される。
- A9. 複合商品に複数のデリバティブが組み込まれている場合、当該組込デリバティブは、通常、1つの合成組込デリバティブとして処理される。ただし、資本として分類される組込デリバティブは、資産又は負債として分類されるデリバティブとは別個に処理される。なお、複合商品に複数のデリバティブが組み込まれており、各デリバティブのリスクが異なるとともに、それらが容易に区分され、互いに独立している場合、これらは、別個に処理する。

(複合商品に対する公正価値オプションの適用)

- A10. 第 16 項(2)における、組込デリバティブの区分が認められないことが明らかである場合には、例えば、借入金の中に、借手に対して満期前に償却原価に近似する金額で償還することを認めるオプションが組み込まれている場合等が含まれる。

(区分の時点)

- A11. 第 14 項に基づき、複合商品について区分処理を行うか否かの判断は、企業が当該複合商品に関する契約当事者になった時点で行うものとし、原則として、その後における再評価は行わないものとする。ただし、契約条件が変更されることにより、当該契約からのキャッシュ・フローに著しい変更がある場合には、再評価を行わなければならない。
- A12. 前項の規定は、複合商品が、企業会計基準第 21 号「企業結合に関する会計基準」で定められる企業結合、共通支配下による取引、共同支配企業の形成により取得された場合には、適用しない。

(区分処理を行うべき複合商品について、組込デリバティブを区分して測定することができない場合)

- A13. 第 14 項により区分処理を行うべき複合商品について、組込デリバティブの公正価値を当該デリバティブの契約条件に基づいて信頼性をもって算定することができない場合、複合商品の公正価値から主契約の公正価値を控除した金額により算定することとする。仮に、当該方法によっても組込デリバティブの公正価値を測定することができない場合、当該複合商品全体を公正価値で測定し、第 18 項に従って、評価差額を純損益に認識することとする。

測 定 (第 20 項から第 24 項)

- A14. 会計基準（案）の測定（第 20 項から第 24 項）に関して、A15 項から A21 項を設けることが考えられる。

金融負債の当初認識時の測定

- A15. 当初認識時における金融負債の公正価値は、通常、対価の公正価値である取引価格である。しかし、対価の一部が当該金融商品以外に対するものである場合、当該金融商品の公正価値は評価技法を用いて見積ることとする。例えば、無利息の長期借入金又はその他の債務の公正価値は、すべての将来キャッシュ・フローの額を類似の信用格付けを有する類似の商品（通貨、期間、金利の種類及び他の要素に関して類似するもの）に付されている通常の市場金利を用いた割引現在価値で見積ることができる。
- A16. 企業が市場金利から乖離した金利（例えば、類似の借入金について、市場金利が 8% のところ 5%の金利とする。）の借入を行い、代わりに手数料を前払する場合、企業は、

借入金を公正価値、すなわち支払手数料を差し引いた額を基礎として測定する。

負債の信用リスクの変動に起因する公正価値の変動額の取扱い

- A17. 第 22 項(1)に示した処理によって純損益における会計上のミスマッチが発生又は拡大するか否かの判断を行うにあたっては、公正価値オプションによって関係が指定されている負債と他の商品との経済的關係によって判断しなければならない。なお、経済的關係は、契約条件に基づく関係に限らない。
- A18. 第 22 項(1)における負債の信用リスクの変動に起因する公正価値の変動額については、次の 2 つの方法のうち、いずれかを適用する。
- (1) 公正価値の変動額のうち、市場リスクを生じさせる市場状況の変動に起因しない金額を算定する方法
 - (2) 公正価値の変動額のうち、当該負債の信用リスクの変動に起因する金額をより忠実に表現すると企業が考える上記以外の方法
- A19. 前項(1)における、市場リスクを生じさせる市場状況には、ベンチマーク金利、商品価格、外国為替レート、指数価格等が含まれる。仮に、負債にとって関係のある市場状況の重要な変動が、観察される金利（又は、ベンチマーク金利。以下、A20 項まで同じ）だけである場合、公正価値の変動額のうち、市場リスクを生じさせる市場状況の変動に起因しない金額は、次のように算定する。
- [手順 1] 負債の公正価値と契約期間開始時における契約上のキャッシュ・フローを用いて、当該期間開始時における内部収益率を算定する。また、内部収益率から期首時点の観察される金利を差し引いて、内部収益率のうち商品固有の部分算定する。
- [手順 2] 期末時における負債の契約上のキャッシュ・フローと割引率（期末時点における観察される金利に、[手順 1]で算定した内部収益率のうち商品固有の部分を加えたもの）を用いて、当該負債に関連するキャッシュ・フローの現在価値を算定する。
- [手順 3] 期末時における負債の公正価値から[手順 2]で算定した金額を控除して、公正価値の変動額のうち観察される金利の変動に起因しない金額を算定する。
- A20. 前項において、公正価値の変動額の重要な部分が負債の信用リスク及び観察される金利以外の要素によるものである場合、負債の信用リスクの変動に起因する公正価値の変動額は、これをより忠実に表現すると考えられる他の方法によって算定する。例えば、前項で示した負債に組込デリバティブが含まれている場合、当該組込デリバティブの公正価値の変動額は、負債の信用リスクの変動に起因する金額を算定する上で、控除しなければならない。
- A21. なお、本検討状況の整理では、負債の信用リスクを資産に固有の履行リスク（特定の資産又は資産グループの業績が不振となるリスク）と区別して用いることとしてい

る。例えば、倒産隔離されている特別目的事業体（SPE）が、資産を担保にして金融負債を発行するような場合、当該負債の公正価値の変動額は、担保とされている資産の公正価値の変動額と概ね等しい。このような場合、負債の公正価値の変動額は、資産に固有の履行リスクであり、負債の信用リスクに当たらない。また、投資家への支払額が、契約上、特定資産からの果実をベースに決定されることになっているユニット・リンク型の負債についても、負債の公正価値の変動額は、資産に固有の履行リスクであり、負債の信用リスクに当たらない。

検討の背景

適用指針（案）の方向性

A22. 第 40 項にあるように、本検討状況の整理の作成にあたり、金融負債の分類及び測定に関する会計基準（案）について、IFRS 第 9 号の分類モデルを基礎とするアプローチを採用した。適用指針（案）においても、同じアプローチを採用している。

分 類（A1 項から A13 項）

複合商品

A23. A8 項では、IFRS 第 9 号に従って、組込デリバティブがオプション以外のデリバティブ（先渡取引やスワップ取引）である場合、当該組込デリバティブの当初認識時における公正価値がゼロとなるように区分されなければならないとしている。これは、仮にこうした制約なしに複合商品の区分を認めた場合、複合商品が、レバレッジを発生させるものや主契約にないリスクを含め、無数の要素に区分され得るためである。なお、組込デリバティブがオプション（キャップ、フロアーを含む。）である場合、当該オプションの当初認識時における公正価値は、行使価格や行使日等の契約条件に基づいて算定されなければならない。

測 定（A14 項から A21 項）

負債の信用リスクの変動に起因する公正価値の変動額の取扱い

A24. A17 項において、純損益における会計上のミスマッチが発生又は拡大するか否かの判断を行うにあたっては、公正価値オプションによって関係が指定されている負債と他の商品との経済的關係によって判断することとしている。こうした関係は、実務上、稀であることが予想されるものの、IFRS 第 9 号では、契約関係によってこうした状況が発生しうることが指摘されている。また、契約関係がない場合でも、同様の経済的關係が発生することがないとは必ずしもいえないことから、経済的關係は、契約条件に基づくものに限りえないとしている。

A25. 負債の信用リスクの変動に起因する公正価値の変動額の測定方法について、IFRS 第 9 号では、IFRS 第 7 号において示されていた方法が採用されている。当該方法については、必ずしも正確とはいえない等の指摘もされているが、負債の信用リスクの変動に起因する公正価値の変動額の算定は複雑であるため実務上の柔軟性をある程度残しておいた方がよいといった見解や、多くの場合は合理的な結果になるのではないかとの見解も示されている。このため、本検討状況の整理では、実務における適用可能性や IFRS 第 9 号とのコンバージェンスの観点も踏まえ、A18 項から A21 項において、IFRS 第 9 号における方法と整合的な方法を示している。

参 考（複合商品の区分に関する分析）

B1. 組込デリバティブの経済的性格及びリスクが、主契約の経済的性格及びリスクに密接に関連しているものとはみなされない場合の例を次に示す。これらの事例に該当するとともに、第 14 項の(2)及び(3)の要件に該当している場合、組込デリバティブは、主契約と区分して処理する。なお、これらの例は網羅的なものではない。

- (1) 負債商品に組み込まれたプット・オプションのうち、株価や商品価格又は指数に応じて価値が変動する資産と交換で、保有者が商品を買戻すことを可能にするもの
- (2) 負債商品の満期まで残存期間を延長することを可能にするオプション、又は、残存期間を自動的に延長させる条項（ただし、延長にあたって、当該時点における市場金利に近似する利率への修正が行われる場合を除く。）
- (3) 負債商品に組み込まれた株価連動型の金利又は元本の支払
- (4) 負債商品に組み込まれた商品価格連動型の金利又は元本の支払
- (5) 負債契約に組み込まれたコール、プット、又は期限前償還オプション（ただし、次のいずれかに該当する場合を除く。）
 - ① オプションの行使価格が、各行使日において、組込対象である負債商品の償却原価にほぼ等しい場合
 - ② 期限前償還オプションの行使価格が、主契約の残存期間に係る機会金利の現在価値にほぼ等しい金額を貸手に補填するようにされている場合
- (6) 負債商品に組み込まれたクレジット・デリバティブで、特定の参照資産の信用リスクを他者に移転することを可能にするもの

B2. 組込デリバティブの経済的性格及びリスクが、主契約の経済的性格及びリスクに密接に関連しているものとみなされる場合の例を次に示す。これらの事例に該当する場合、組込デリバティブは、主契約と区分して処理しない。なお、これらの例は網羅的なものではない。

- (1) 基礎数値が金利又は金利指数である組込デリバティブのうち、主契約である利付負債契約に関連して授受される金利の額を変更させる可能性のあるもの
（ただし、複合商品の保有者が投資のほとんどすべてを回収する方法で決済することができない場合、又は、組込デリバティブによって、複合商品の保有者による当初の収益率が少なくとも 2 倍以上になりうるとともに、主契約と同条件の契約の市場金利と比較して少なくとも 2 倍以上の収益率となりうる場合を除く。）
- (2) 負債契約に組み込まれたフロアー又はキャップのうち、契約の発行時におけるキャップ利率が市場金利以上、あるいは、フロアー利率が市場金利以下であり、かつ、主契約との関係でレバレッジがかけられていないもの

- (3) 資産（例えば、商品）の売買契約に含まれている当該資産の売買価格にキャップ又はフロアーを設ける条項のうち、当初時点でアウト・オブ・ザ・マネーの状態にあり、レバレッジかけられていないもの
- (4) 負債契約に組み込まれた外貨デリバティブのうち、外貨表示による元本又は金利の支払を行うことにするもの（例えば、デュアル・カレンシー債）
- (5) 金融商品以外の主契約（例えば、非金融商品に関する外貨建の売買契約）に組み込まれた外貨デリバティブのうち、レバレッジがかけられておらず、オプションの性質を有するものでなく、かつ、次のいずれかの通貨による支払が求められるもの
 - ① 主な契約当事者にとっての機能通貨
 - ② 世界の商取引において関連する商品又はサービスが獲得又は提供される際に、通常用いられる通貨
 - ③ 取引が行われる経済環境において、非金融資産を売買する契約で通常用いられる通貨（例えば、地域の商取引において通常用いられる、比較的安定的で流動性の高い通貨）
- (6) 金利のみ又は元本のみ契約に組み込まれている期限前償還オプションのうち、主契約が次の双方の条件を満たすもの
 - ① 金融商品の契約上のキャッシュ・フローを受け取る権利から区分したことにより生じたものであること（ただし、当該権利に組込デリバティブが含まれていた場合を除く。）
 - ② もともとの主契約である負債商品になかった条件を含んでいないこと
- (7) リース契約に組み込まれたデリバティブのうち、次のいずれかに該当するもの
 - ① リース料支払額を消費者物価指数に連動させるようなインフレ関連指数（ただし、リース契約にレバレッジがかけられておらず、かつ、当該インフレ関連指数が企業の経済環境におけるインフレに関する場合に限る。）
 - ② 関連する販売に応じて、賃借料を変化させるもの
 - ③ 変動金利に応じて、賃借料を変化させるもの
- (8) 金融商品に組み込まれたユニット・リンク型の特徴のうち、投資ファンドからのユニット毎の支払がユニットの価値（ファンド資産の公正価値を反映するもの）に基づいてなされるもの

付 録（我が国の現行基準と IFRS 第 9 号の比較）

次の表では、金融負債の分類及び測定の実扱いに関して、我が国の現行基準と IFRS 第 9 号を項目別に比較している。

項目	我が国の現行基準	IFRS 第 9 号
金融負債の分類 アプローチ	主に、法的形態から別に規定	目的別に分類
金融負債の測定 方法	- 公正価値 - 償却原価 - 債務額	- 公正価値 - 償却原価（実効金利法） - IAS 第 37 号に従って算定された価額と当初認識額から IAS 第 18 号に従って算定された累積償却額を控除した額のいずれか高い方
金融負債の原則 的測定方法 ¹¹	償却原価 ¹²	償却原価（実効金利法）
金融負債に対す る公正価値オプ ションの適用	認められていない	一定の要件を満たすことを前提として、認められている
その他の包括利 益累計額に表示 された金額に関 する組替調整	該当なし	公正価値オプションを使用した場合、負債の信用リスクに係るその他の包括利益累計額は組替調整しない
複合商品に関す る取扱い		
基本的な処理	区分処理が求められるもの 任意に区分処理を行うもの デリバティブ部分：公正価値 組込対象：原則、償却原価 区分処理が求められないもの	区分処理が求められるもの デリバティブ部分：公正価値 主契約：原則、償却原価（実効金利法） 区分処理が求められないもの

¹¹ 他の積極的な要件にあてはまらない場合の測定方法。

¹² 我が国の金融商品に関する会計基準では、支払手形、買掛金、借入金、社債その他の債務について債務額によって評価するとされるとともに、社債発行による入金額と債務額とが異なる場合には、償却原価に基づいて貸借対照表価額とするとされている。このため、本付録では、償却原価として表記している。

項目		我が国の現行基準	IFRS 第 9 号
		原則、償却原価	原則、償却原価（実効金利法）
	区分処理の要件	次のすべての要件を満たすこと - 組込デリバティブのリスクが現物の金融負債に及ぶ可能性があること - 組込デリバティブと同一条件の独立したデリバティブが、デリバティブの特徴を満たすこと - 複合金融商品について、公正価値の変動による評価差額が当期の損益に反映されないこと	次のすべての要件を満たすこと - 組込デリバティブの経済的性格及びリスクが、主契約の経済的性格及びリスクに密接に関連していないこと - 組込デリバティブと同一条件の独立の金融商品がある場合、それがデリバティブの定義に該当すること - 複合商品が、公正価値で測定して公正価値変動を純利益に認識するものではないこと
	区分処理の選択適用	上記要件を満たさない場合が、管理上、組込デリバティブを区分している場合	認められていない
	区分処理が要求されるものの、組込デリバティブの公正価値が測定できない場合	全体を公正価値測定し、評価差額を純利益に認識	同左
	公正価値オプションの適用	認められていない	一定の要件を満たすことを前提として、認められている